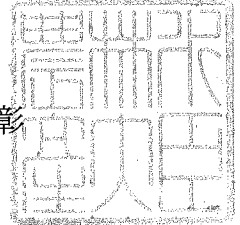


24消安第3309号
平成24年10月9日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 郡司 彰



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される旧法第23条において準用する旧法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の輸入の承認をすること。

マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（エムパック）

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

（1）マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（レスピフェンド MH-One FDAH）

（2）馬鼻肺炎生ワクチン（エクエヌテクト ERP）



3 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査をすること。

- (1) 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（インゲルバック PRRS 生ワクチン）
- (2) 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（“京都微研”、ポールセーバー IB）
- (3) 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン（“京都微研”、キヤトルウイン - 6）